

鎌倉市スポーツ振興基本計画

令和8年（2026年）4月（改定）

鎌 倉 市

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日施行）

前文

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第 13 条は、個人の尊厳及び幸福追求権について規定しています。私たちの年齢、性別、性的指向や性自認、障害及び病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などは、それぞれ異なります。多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。

自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいます。「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさに気づくことが、共生社会への一歩となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現するために、この条例を制定します。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	5
1 策定趣旨と背景	5
(1) 鎌倉市スポーツ振興基本計画とは	5
(2) これまでの計画について	6
(3) 本計画の計画期間	7
2 国・神奈川県 of 動向	7
(1) 国の動向	7
(2) 神奈川県の動向	9
3 鎌倉市のスポーツの現状	10
(1) スポーツ施設	10
(2) スポーツ推進の担い手	11
(3) 現行計画（第2次基本計画）期間中の取組	13
(4) スポーツに関する市民意識（令和5年11月実施）	21
4 本計画におけるスポーツの捉え方と新たな視点	26
(1) 本計画におけるスポーツの捉え方	26
(2) 本市が取り入れる新たな視点	26
第2章 基本理念と基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本方針	27
3 達成するための指標	28
(1) 「【基本方針1】スポーツに触れる」の指標	28
(2) 「【基本方針2】スポーツでつながる」の指標	28
(3) 「【基本方針3】スポーツで育つ」の指標	29

4	基本理念及び基本方針を達成するための主な取組	29
(1)	「スポーツに触れる」に対する取組	30
(2)	「スポーツでつながる」に対する取組	30
(3)	「スポーツで育つ」に対する取組	31
第3章 本計画の実現に向けて		31
1	本計画の推進体制	31
2	本計画の評価と進捗管理	32

鎌倉市スポーツ振興基本計画

【第1章 計画の策定にあたって】

1 策定趣旨と背景

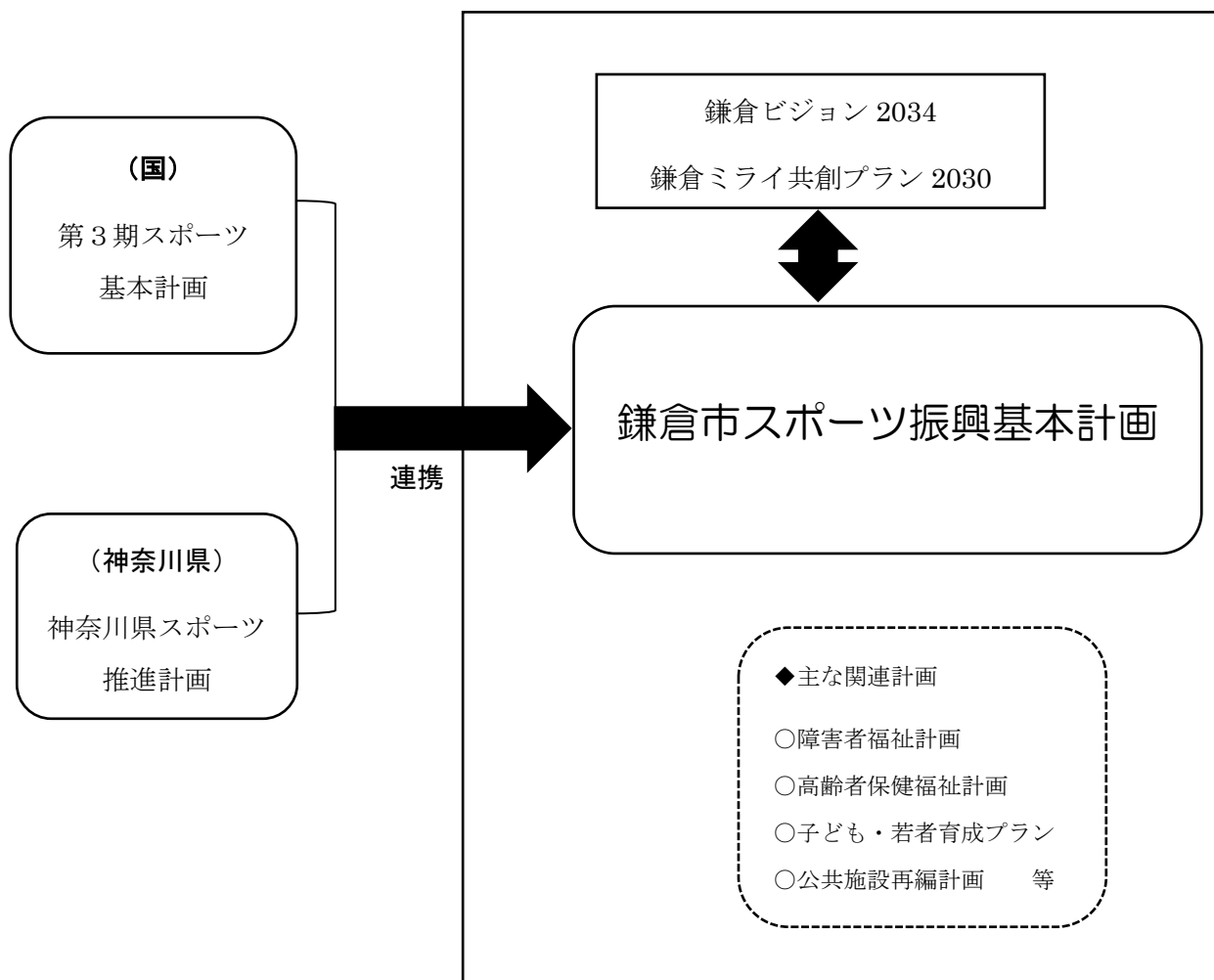
(1) 鎌倉市スポーツ振興基本計画とは

鎌倉市スポーツ振興基本計画は、本市のスポーツの将来像及びスポーツ関連施策の指針となるものです。

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する「地方スポーツ推進計画」であり、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を定める計画ですが、今回、スポーツ基本法の改正(令和7年(2025年)9月施行)、今後改定予定の第4期「スポーツ基本計画」(令和9年(2027年)4月)及び神奈川県スポーツ推進計画(令和8年(2026年)4月)の改定に向けた審議を踏まえて見直しを行うものです。

なお、鎌倉ミライ共創プラン2030では、鎌倉ビジョン2034の実現に向け、市として取り組むべき施策の一つとして「ひとの共創」を掲げており、「市民一人ひとりがスポーツやレクリエーションに親しみ、楽しみながら、健康的な生活を送っているまち」を「目標とするまちの姿」としています。本計画は、この目標の実現に向け、関連する他の個別計画と連携し、上位計画である基本構想・共創プランを補完していくための個別計画という位置づけになります。

計画の位置づけ



(2) これまでの計画について

鎌倉市スポーツ振興基本計画は、スポーツ振興法に基づき平成12年度(2000年度)に国が策定したスポーツ振興基本計画を参酌して、平成17年(2005年)に策定された計画(以下、「第1次基本計画」という。)です。

その後、国において平成23年(2011年)6月に「スポーツ基本法」が制定(公布)されたことに伴い、本市は平成26年(2014年)3月に鎌倉市スポーツ振興基本計画改定版(以下、「第2次基本計画」という。)を策定し、めざすべき市の

姿である、「Enjoy“鎌倉”スポーツライフ」の実現に向け様々な取組を進めてきました。

第2次基本計画の計画期間は令和7年度(2025年度)までであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)や新型コロナウイルス感染症の影響、スポーツの社会的役割の増大やそれに伴う市民ニーズの変化など、スポーツを取り巻く環境が大きく変化していることから、これまでのスポーツ施策を継承しつつ、スポーツによるまちづくりの視点を踏まえた見直しを行い、新たに鎌倉市スポーツ振興基本計画(以下、「本計画」という。)として策定します。

(3) 本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。なお、新たな課題や今後の社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2 国・神奈川県の動向

(1) 国の動向

ア スポーツ基本法改正

平成23年(2011年)にそれまでの「スポーツ振興法」に代わって新たに制定されたのが「スポーツ基本法」です。少子高齢化や健康寿命の延伸、国際競技力強化など、スポーツを取り巻く環境が大きく変わる中、時代に即した政策推進のための基本法として誕生しました。

誕生から14年が経過し、気候変動の深刻化、スポーツ現場でのハラスメント、地域の人口減少、多様性や共生社会への価値観の浸透などの大きな社会の変化を背景にスポーツの価値や機能を見直し、再定義する必要性が生じたことから令和7年(2025年)に改正が行われました。改正の主な点は次のとおりです。

スポーツに親しむことのできる機会を確保し、多様な国民一人一人の生きがい・幸福を実現する

視点1：「スポーツの価値」の再定義

スポーツの果たす役割について、これまでのいわゆる「する」「見る」「ささえる」に「集まる」「つながる」を加える。

視点2：社会課題解決への貢献

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化等、スポーツを通じて社会課題の解決を図る。

視点3：「アスリートの権利保護・ドーピング防止活動の推進」

アスリートに対する「暴力」を国・地方公共団体、スポーツ団体で防止する。またドーピングの防止活動を推進するための連携体制を一層強化する。

イ スポーツ基本計画

文部科学省では、令和4年(2022年)3月、スポーツ基本法に基づく「第3期スポーツ基本計画(令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))」を策定し、この中で、スポーツの活動を高め、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すためには、新たに次の「3つの視点」が必要としています。

視点1: 「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。

視点2: 「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。

視点3: 「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。

また、スポーツによる社会活性化・社会課題の解決を図るための施策として、「スポーツによる地方創生、まちづくり」、「スポーツを通じた共生社会の実現」といった施策が盛り込まれています。

(2) 神奈川県の変遷

神奈川県では、一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むため、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化する「3033(サンマルサンサン)運動」が長年にわたり健康づくりの一環として推進されています。また、東京2020大会等の開催による県民意識の高まりや、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、令和5年(2023年)に国の第3期スポーツ基本計画を参酌し、「神奈川県スポーツ推進計画」の見直しが行われました。

また、同計画の目標年度も令和7年度(2025年度)までであることから、神奈川県では改定に向けた審議を進めており、改定にあたっては、「スポーツを通じて、誰もが生き生きと喜びを実感できる共生社会の実現」が基本目標の1つとして追加される見通しです。

3 鎌倉市のスポーツの現状

(1) スポーツ施設

ア 公共スポーツ施設

施設名	主な施設
鎌倉体育館	卓球室、トレーニング室、格技室、競技場
鎌倉武道館	剣道場、弓道場、柔道場、多目的室
大船体育館	競技場、格技室
見田記念体育館	体育室、多目的室
笛田公園庭球場	テニスコート4面
笛田公園野球場	野球場1面
笛田公園広場	多目的広場
鎌倉海浜公園水泳プール	25m プール及び幼児用プール ※50m プール及び児童用プールは閉場
こもれび山崎温水プール	25m プール、サブプール、幼児プール、 ジャグジー、トレーニングルーム
山崎浄化センタースポーツ等広場※	広場1面

※山崎浄化センタースポーツ等広場については令和8年度末(2027年3月末)まで利用可能となっています。

イ 学校施設

(ア) 校庭・体育館

上記公共スポーツ施設のほか、市民のスポーツ活動の場として、市内の小・中学校の校庭や体育館を、学校の休校日及び夜間のうち、学校が使用していないときに開放しています。

小学校:16校 中学校:9校

※校庭の夜間利用は、深沢中学校、関谷小学校で実施。

(イ) プール

夏季休業期間中、小・中学校の水泳プールを一般開放しています。

(2) スポーツ推進の担い手

ア 鎌倉市スポーツ協会・鎌倉市レクリエーション協会

鎌倉市スポーツ協会は、「市民スポーツの普及・振興に寄与し、もって市民の体力を向上させ、健全なスポーツ精神を養成すること」を目的に設立され、市民大会や各種競技会の開催、スポーツ指導者の育成など、本市のスポーツ振興施策を推進するけん引役を担っています。

昭和28年(1953年)に前身の「鎌倉市体育協会」が設立され、令和5年(2023年)に「鎌倉市スポーツ協会」に改名されています。令和7年(2025年)9月現在、同協会には、31のスポーツ競技団体が加盟しています。

鎌倉市レクリエーション協会(昭和40年(1965年)設立)には令和7年(2025年)9月現在、9種目の種目別協会が加盟しており、各種目別団体による大会・普及講習会等の開催、レクリエーション指導者の養成などを通して、本市のスポーツ・レクリエーションの裾野を広げる役割を果たしています。

イ スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条の規定により、鎌倉市長から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員で、委員の定数は 64 人となっています。地域でのスポーツ・レクリエーション活動の推進者として、本市のスポーツ振興の重要な役割を担っています。

委員相互の連絡を密にして意見を交換し、研修に努めて職務の遂行を図ることを目的に、スポーツ推進委員をもって組織される鎌倉市スポーツ推進委員連絡協議会が設置されています。

ウ 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、誰もが身近な地域でスポーツを気軽に楽しむことができるようにと生まれたスポーツクラブで、幅広い年代(多世代)、様々な種目(多種目)、様々な志向・レベル(多志向)に対応し、地域住民によって自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

市内では、令和7年(2025年)9月現在、NPO法人湘南ルベントスポーツクラブ、鎌倉インターナショナルスポーツクラブ及び特定非営利法人鎌倉スポーツアカデミーの3団体が、総合型地域スポーツクラブとして活動しています。

エ その他スポーツ関連団体、スポーツリーダー等

鎌倉市地区スポーツ振興協議会や鎌倉市生涯スポーツ普及実行委員会といった市民のスポーツ活動を普及啓発する団体や、市民のスポーツ活動をサポートするスポーツリーダーなどが、各種スポーツ行事の開催や様々な普及啓発活動、地域スポーツの活動支援等、幅広い活動を展開しています。

(3) 現行計画(第2次基本計画)期間中の取組

現行の計画である第2次基本計画では、市民のスポーツ実施率の向上を実現するため、様々な取組をおこなってきました。それらの取組及び評価について、第2次基本計画の目標である「スポーツ活動の振興」及び「スポーツ基盤づくり」の合計 64 の主な取組を「◎ 目標を達成した」、「○ 目標は達成していないが改善傾向にある」、「△ 維持」、「× 未実施」の4段階で評価しました。

表示	評価基準	数	比率
◎	目標を達成した	13	20.3%
○	目標は達成していないが改善傾向にある	23	35.9%
△	維持	18	28.1%
×	未実施	10	15.7%

その結果「◎ 目標を達成した」、「○ 目標は達成していないが改善傾向にある」が合わせて 56.2%となっており、一定の成果はあったものと評価しています。

一方で「維持」、「未実施」が約 45%弱となっており、改善の余地もあったものと認識しています。各取組の評価は次のとおりです。

スポーツ活動の振興			
あらゆる市民のスポーツ	主な取組	評価	コメント
■市民スポーツへの参加促進	地域やスポーツ施設などで、スポーツ教室や家族がともに参加できるスポーツ・イベントの充実を図ります。また、スポーツ施設の開館時間の延長を図り、働く人たちが時間がない人達がスポーツに取り組みやすい環境を整えます。	○	指定管理者主催によるスポーツ教室を開催しました。 鎌倉体育館の開館延長を実施しました。
■個々の目的に応じたスポーツプログラムの提供	関係課や指定管理者と連携を図り、運動の目的や趣味に合った教室の開催をするとともにスポーツに時間をかけられない人やスポーツが苦手な人に、日常生活の中でできるスポーツプログラムを提供します。	◎	指定管理者などと連携しながらシニア向け、また初心者向けのための講座など(ヨガ教室、ダンス、健康体操、ストレッチ)を開催しました。
■総合型地域スポーツクラブの育成と支援	既存クラブをスポーツ情報誌などでPRするなどし、総合型地域スポーツクラブの活性化を図るとともに、新たに創設しようとするクラブに助言や県の広域センターへ紹介します。	○	鎌倉インターナショナルスポーツクラブに対して総合型地域スポーツクラブ設立の支援を目的とした補助金を交付しました。既存クラブをスポーツ情報誌などでPRするには至っていませんが、新たに登録しようとするクラブに助言や県の広域センターへの紹介を実施しました。
■鎌倉の歴史や自然を生かしたスポーツの活性化	家族で参加できる歴史探訪ウォークや休日に行うマリンスポーツまた、武道体験教室などを開催し、あらゆる市民の参加の機会をつくります。	◎	歴史探訪ウォーク、海の魅力発信事業や指定管理者主催の武道体験会により実施しました。
■学校施設の開放による市民のスポーツ活動の促進	学校施設の新築や改築等に伴い、地域住民に限定しない幅広い市民が利用できるよう利用の拡大を図ります。	◎	学校開放の利用団体は増加傾向にあり、幅広い市民が利用しています。
■障害者のスポーツ参加の促進	障害児者福祉施設の職員や通所者(保護者)のスポーツに対するニーズ把握に努め、関係課や障害者ボランティア団体及びスポーツ関連団体と連携を図り、健康体操やレクリエーションのイベントを開催しスポーツのきっかけづくりをします。 また、用具の貸出等を行うなどスポーツに取り組みやすい環境をつくります。	○	ニーズ把握は行えていないものの、指定管理者等によるスポーツ教室を開催し、障害のある方へのスポーツの参加機会を提供しました。
■スポーツにおける安全対策	スポーツにおける事故・外傷・障害等に対する救急処置等の講習会、また心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の使用方法など救命講習会を開催し安全対策に努めます。	◎	鎌倉市消防局の職員の指導によるAEDの操作方法、心肺蘇生法の注意点を学ぶ救急措置等の講習会などを実施しました。
■鎌倉の歴史やオープンスペースを活かしたスポーツの活性化	関係課と連携し地域住民の意見を反映した公園を住民の遊びや健康づくりの場として、あらゆる年齢層が身近な場所でスポーツに触れられるよう、環境づくりに努めます。	△	笛田公園を中心に、テニスなどを通じてスポーツに接する機会の場の環境づくりに努めましたが、笛田公園のみにとどまっています。
■「Enjoy“鎌倉”スポーツライフ」手帳の配布	「Enjoy“鎌倉”スポーツライフ」手帳を作成し、鎌倉の歴史や史跡、自然を紹介したマップを掲載するとともに、歴史探訪コースやウォーキングコースを紹介します。また、歩く距離や速度、年齢による運動量と消費カロリー、それに伴う1日の栄養所要量を明記し、運動日誌ページに体重、体脂肪、運動量、1日の食事内容などを記載することによりスポーツの継続化を図ります。	○	手帳の普及に至らなかったものの、他課でウォーキングコースの紹介やウォーキングアプリの普及をおこなっています。

スポーツ活動の振興			
子どものスポーツ	前計画の主な取組	評価	コメント
■子どものスポーツのきっかけづくり	子育て支援施策と連携した子どもへのスポーツ教室の開催として、子どもの発育・発達に応じた運動プログラムを提供します。また、小学生を中心に鎌倉の自然環境を活かして海や山で体と精神の基礎体力を育む子どもの体づくり教室などを開催することや地域の見守りボランティアの活用で安全・安心した活動と異世代交流を図ります。	△	こどもの日イベントにて親子体操教室を実施しました。
■障害のある子どものスポーツのきっかけづくり	関係課や障害児施設と連携を図り、遊びを通して基礎体力づくりをすすめます。	○	障害のある児童・生徒向けのパラサーフィン体験会、フラインドサッカー体験会を実施しました。
■親子で参加しやすい環境づくり	体育館や武道館施設を親子で利用しやすいよう、指定管理者と協議し環境づくりに努めます。	△	指定管理者主催による親子参加型の体操教室を実施しました。
■ジュニアタイムの設定	体育館や武道館でジュニアの個人開放日を設け、遊びを通して運動のきっかけづくりをします。	×	実施していません。
■保護者や地域の大人向け講習会の開催	子どもがスポーツをするうえで保護者のライフスタイルが大きく影響することから保護者や子どもの育成に携わる大人を対象に子どもの運動・スポーツの取組みに関して、講習会を開催します。	×	実施していません。
■学校の体育・保健体育授業等への指導者派遣と紹介	学校の要請に応じて体育・保健体育授業や運動部活動へスポーツ関連団体の指導者や地域在住の指導者を紹介・派遣します。	△	部活動の地域移行に向けて、関係課やスポーツ関連団体とともに検討しています。
■学校の放課後にニュー・スポーツの体験会	ニュー・スポーツで体を動かし、仲間づくりと遊びながら基礎体力づくりを行います。	△	体験会を定期的には開催していないものの、カローリング体験会やスポーツレクリエーションフェアを通じて、ニュー・スポーツの機会の提供を行いました。
■運動部活動の支援	地域のスポーツ団体やスポーツ関連団体と交流会を設け、合同チームでのゲームや練習などの場を提供します。	×	実施していません。
■学校のスポーツ活動への支援	スポーツ施設の優先使用や運動用具の貸出をします。	◎	スポーツ施設の優先使用や運動用具の貸出を実施しました。

スポーツ活動の振興			
高齢者のスポーツ	前計画の主な取組	評価	コメント
■高齢者のスポーツ参加の促進	関係課と連携して、身近な場所で気軽に参加ができる趣味や体力に応じた教室の開催やフィットネスサロンを開催し、測定等を兼ねた健康講座と運動の紹介をします。	○	健康講座や体組成測定とその結果を基に栄養講座を実施しました。
■個々の目的に応じたスポーツプログラムの提供	指定管理者と連携して、スポーツを安全に、より効果的に行うために年齢やからだの状態、運動経験など個々にあったスポーツプログラムを提供します。	◎	個々にあったスポーツプログラムを提供しました。
■ボランティア活動を通じた、生きがいづくりの取組み	高齢者の社会経験を活かして、幼児・小学生・障害のある方たちのスポーツを支えるボランティア活動を通して、世代間交流を図るとともに、地域社会に積極的に参加し役割を得ることで高齢者の生きがいとなるようなスポーツ教室やイベントを開催します。	×	行っていません。
■スポーツを通じた体力・健康づくり、介護予防の促進	医療機関や市の関係課、福祉団体などと連携し、年齢や身体の状態に合わせて安心して運動に取り組めるような体制をつくります。	○	市の関係課や民間企業などと協力し、運動教室などを行ったものの、体制づくりまでには至っていません。
■シニアタイムの設定	体育館や武道館でシニアタイムを設定し、一人参加でも気軽に取り組める場を提供します。	×	実施していません。

スポーツ活動の振興			
競技スポーツ	前計画の主な取組	評価	コメント
■競技スポーツの活性化のための啓発	・活動場所の確保、指導者の派遣などにより各種スポーツ関連団体への支援を充実します。	△	活動場所などについては場所に制限もあることから十分といえる支援ができませんでした。
	・スポーツ指導者、スポーツ団体及びジュニアアスリートの保護者を対象にトレーニング科学、スポーツ栄養学、スポーツ心理学など各分野の専門家による講習会を開催します。	×	実施していません。
■トップアスリートから指導を受ける機会の拡大	・教室の開催やスポーツイベント開催時にトップアスリートの指導を受ける機会を提供します。	◎	鎌倉インターナショナルスポーツクラブによるイベント開催時にトップアスリートによる指導の機会を設けました。 社会人ソフトボールチームによるソフトボール教室を開催しました。
■ジュニアの競技力向上に向けた支援	・スポーツの分野で活躍する子どもに対して表彰を行い、子どもたちがより強い意欲をもってスポーツに取り組めるよう支援します。	◎	毎年、市内に居住または通学している中学生以下を対象に「鎌倉市ジュニアスポーツ表彰」を行いました。
■ジュニアの指導体制の確立	・ジュニア期にアスリートを目指す志のある子どもの育成を目的とした指導体制を確立します。	○	定期的にスポーツ教室などは実施したものの、指導体制を確立するまでには至りませんでした。
■地域が中心となるスポーツクラブでの指導	・各種競技団体、学校、総合型地域スポーツクラブの取組みを支援することにより、競技力向上につながる手法を検討します。	○	グラウンドの貸出などにより、チーム力の向上を支援しました。 総合型地域スポーツクラブの自立支援補助金を交付しました。
■スポーツ関連団体による指導体制の確立	・ジュニア期からの一貫指導体制の確立など、スポーツ関連団体が効率的な指導が行える体制の構築を検討します。	△	鎌倉インターナショナルスポーツクラブなどのジュニア期から一貫した指導体制が構築されている総合型地域スポーツクラブに対し、自立支援補助金を交付しています。
■指導者の養成・支援体制の確立	・地域から次世代のアスリートを戦略的に発掘、育成し、将来的に育成されたアスリートが指導者となり技術や経験を地域に還元する人材の好循環を図ります。	△	指導者の発掘、育成までには至りませんでした。

スポーツ振興の基盤づくり			
スポーツの拠点づくり	前計画の主な取組	評価	コメント
■スポーツ施設の整備	●水泳プール(短期) ・海浜公園水泳プールは、老朽化とともに津波等の災害対策が課題となっていますが、仮設管理棟の有効活用と津波避難訓練等の災害対策を講じる中で、施設及び設備が利用可能な間は運営を継続します。	◎	裏の崖地の崩落により、令和3年度から50mプールと児童プールの利用は中止していますが、25mプール及び幼児プールは継続しています。管理棟及び更衣室についてはプレハブ型の仮設で運用しています。
	●グラウンド(短期) ・深沢多目的スポーツ広場暫定利用期間終了後の代替グラウンドとして、近隣企業が所有するグラウンドの借用について協議を進めるとともに、市有地の活用について関係課と協議調整を進めます。 ・市民要望の高い多目的スポーツ広場の新規整備に向けた取り組みを進めます。	△	山崎浄化センタースポーツ等広場の利用を開始しました(令和8年度まで)。民間企業としてはアイパークの借用は開始したものの、その他の企業との協議は進んでいません。多目的スポーツ広場の新規整備については進んでいません。
	●テニスコート(短期) ・テニスコートの新規整備に向けた取り組みを進めます。 ・既存テニスコートの改修の検討にあたっては、市民や関係団体等へのアンケート結果を踏まえ、コートの種類や改修方法について関係課と協議調整を進めます。	△	テニスコートの新規準備は進んでいません。笛田公園及び既存の西御門テニスコートについては、利用可能な状態で修繕は行ってきたものの、改修までには至っていません。
	●スポーツ施設建設基金への寄附の要請(短期) ・市民ニーズの高い総合体育館やグラウンドの整備に向けたスポーツ施設建設基金の積立について、財源確保のため、一般市民から寄附を募るとともに、体育協会、レクリエーション協会及び関係団体や企業等に協力を得られるよう、要請していきます。	○	ふるさと寄附金制度の活用により寄附金を募り、174,532,220円を積み立てました(令和7年6月5日現在)。一方でスポーツ協会、関係団体及び企業への協力要請は不十分で、十分な寄附金が集まったとは言えませんでした。
	●スポーツ施設の利用環境の向上(短期) ・施設の開場時間の延長や、小・中学校体育施設の改築等の際には、利用の拡大を図ります。	○	大船中学校の改築等は行ったものの、他の学校施設の改築は行っていません。鎌倉体育館の開場時間の延長を実施しました。
	●総合体育館(中長期) ・同時に複数の試合が可能な拠点施設となり得る総合体育館の整備を目指し、引き続き、適地に係る情報収集など、中長期的視野に立った取り組みを進めます。	△	情報収集は行うものの、検討には至っていません。
	●水泳プール(中長期) ・海浜公園水泳プールの再整備については、津波等の被災を勘案すると現在(坂ノ下)の場所に再整備することは現実的ではないことから、新たな水泳プールの整備に向け、整備適地の検討を進めるとともに、公共施設再編計画基本方針※1を踏まえ、施設の複合化や民間活力の導入を視野に入れた整備についての検討を進めます。	△	裏の崖地の崩落により、令和3年度から50mプールと児童プールの利用は中止しており、整備の必要性は認識しているものの、検討には至っていません。
	●グラウンド(中長期) ・公式競技が可能なグラウンドの整備については、引き続き中長期的視野に立った取り組みを継続します。	△	情報収集は行うものの、検討には至っていません。
	●高齢者や障害のある方に配慮した施設のバリアフリーの推進(中長期) ・バリアフリー法※2(平成18年法律第91号)第1条の規定に基づき、新たな施設の建設時及び既存施設の改修時等には、障害者の意見を十分に聴取し、利用しやすいスポーツ施設の整備を行い、バリアフリー化を推進します。	○	各体育館についてバリアフリー化を概ね実施しました。

スポーツ振興の基盤づくり			
スポーツのシステムづくり	前計画の主な取組	評価	コメント
■地域の公共施設におけるスポーツ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の要望等に応えるため、生涯学習センターや老人福祉センター等と連携し、気軽にスポーツができる環境を整備します。 	△	一部スポーツに関する教室などを開催するものの、環境の整備までには至っていません。
■他の自治体との施設相互利用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 県や近隣市町と施設の相互利用の拡大を検討し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。 	×	相互利用についての環境づくりは進んでいません。
■企業とのパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> 企業が所有する施設を市民の利用に供せるよう、企業との連携を図ります。 施設の維持管理のためネーミングライツを導入します。 	△	アイパークのグラウンド利用など一部連携ができましたが、その他の企業との連携はできていません。ネーミングライツについては導入に至っていません。
■ボランティアとのパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が互いに協力し合い、スポーツをサポートする機会を提供することにより、ボランティア精神を醸成し、スポーツの担い手を育成するなどの方策を検討します。 	×	市でのボランティアの育成は行えていません。
■市のスポーツへの取組みの促進	<ul style="list-style-type: none"> スポーツの意義をより効率的・効果的にPRし、関係課との事業連携を強化するとともに、各種行政計画へスポーツ施策を盛り込み、各施策の実現に向け取り組みます。 	○	市及び施設の指定管理者で、スポーツ教室やイベントを開催することで、スポーツの意義をPRしました。また、関連する行政計画のスポーツ施策に盛り込み、施策の実現に向けて取り組みました。
■地域のスポーツ指導者の充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員や生涯スポーツリーダーの研修、養成を行い更なる資質の向上を図ります。 	○	スポーツ推進委員の資質向上に向けて研修会を行いました。
■さまざまな人びとが集まる組織づくりや場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設や公共スポーツ施設等が「新しい公共」を担う地域コミュニティの核となる機能を充実・強化し、情報の発信や情報交換等を活発に行えるよう、地域住民の交流の場を整備します。 	△	地域住民の交流の場となっている部分はあるものの、地域コミュニティの核とまでは至っていません。
■私立学校とのパートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の不足により地域住民の要望に応えるため、学校の教育に支障のない範囲で、学校体育施設の効率的な利用を協力要請します。 	×	時折協議はしてきたものの、パートナーシップの構築は行われていません。
■民間活用による施設整備・運営などの充実・促進	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備運営にあたっては、PFI/PPPなど民間のノウハウを活用し、施設整備・運営などに努めます。 	○	こもれび山崎温水プールでPFI事業を実施し、民間のノウハウを活用していますが、1施設にとどまっています。
■医療機関などとのパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や関係課と連携をとり、体力・健康相談・運動処方など相談体制を整備します。 	○	指定管理者により健康に関する教室などは開催されていますが、十分ではありません。

スポーツ振興の基盤づくり			
スポーツの情報提供	前計画の主な取組	評価	コメント
■市民への情報提供体制の充実	・市として情報発信手段である広報かまぐらや地域の広報板、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用した情報提供の充実を図ります。	◎	様々な媒体を活用し、情報提供を行いました。
	・スポーツをする仲間や対戦相手を探しやすくするため、スポーツ団体ガイドブックの定期的な更新を行うとともに、指導者の情報を種目や運動のレベルなどに応じて分かりやすくまとめ、ホームページなどで公開します。	◎	スポーツ団体ガイドブックの定期的な更新を行い、指導者やスポーツ団体の情報提供を行っています。
	・指定管理者やスポーツ団体が発行する情報誌やホームページなどと相互に情報を提供し、幅広く発信します。	○	指定管理者と連携し、情報を発信しました。
	・スポーツイベントや競技会、大会結果等の情報提供の充実を図るため、スポーツ関連団体等にホームページの作成を要請します。	○	現在、イベントや団体などはホームページ、SNS等で発信しています。
	・スポーツ教室やイベントの開催情報を店舗や鉄道駅構内などの民間施設に掲出し、多くの市民の目に留まるように情報提供の手法を工夫します。	△	必要に応じて民間施設を利用した掲出を行いました。幅広い情報提供は出来ませんでした。
	・新しく市民になった人に対して施設の場所や利用方法を周知するため、住民登録手続きの際に案内を配布するなどの情報提供に努めます。	◎	転入された方向けの生活に関する情報「くらしの手続きガイド」の中で、施設の場所の案内などを行っています。また、SNSなどでも発信しています。
	・自治会・町内会の協力を得て、地域住民にきめ細かいスポーツ施設やイベント等の情報を提供します。	△	地区スポーツ振興会やスポーツ推進委員を通じて、町の広報板などを使いイベントの情報提供を行いました。
	・スポーツ以外のイベント開催時にスポーツ施設やイベント等の案内を配布し、スポーツに親しみのない市民への情報提供の拡充を図ります。	×	どこまで十分な情報提供が出来たか不明瞭です。
	・インターネット、施設や地区への掲示や案内により、スポーツに対するニーズ、スポーツ団体や指導者の情報を収集する体制を充実します。また、ソーシャルメディアなどを利用して市民のスポーツ施策に対する評価を収集します。	○	各施設にご利用された方の声などを聞く箱を用意し、施設運営に活かすとともに、令和5年には市内の18歳以上2,000人に対し「運動・スポーツに関するアンケート調査」を実施し、市民の皆様のご意見を頂く機会を設けました。
■施設予約のシステムの充実	・より利便性の高いスポーツ施設の予約システムを構築し、確実に運営します。	△	予約システムは導入しているものの、さらに利便性の高いシステムの構築には至りませんでした。

(4) スポーツに関する市民意識(令和5年(2023年)11月実施)

本計画の改定にあたり、市民の運動・スポーツの実施状況や今後のスポーツの振興のあり方などに対する市民の意見等を把握することを目的に令和5年(2023年)11月1日時点で、鎌倉市在住の18歳以上の市民2,000人を無作為抽出し、アンケート調査を行いました。

ア アンケート期間

令和6年(2024年)1月25日～2月8日

イ 調査方法

(ア) 郵送にて調査票を配布(依頼文面にWeb上のアンケート回答フォームのURL、二次元バーコード等を記載)

(イ) 回答は調査票への記入・郵送回答、Web回答フォームによる回答を併用

ウ 回答状況

配布	回収			回収率
配布数	回収数	うち 郵送回答	うち WEB回答	
2,000	815	591	224	40.8%

エ 主な調査結果

調査結果における特徴的な点は次のとおりです。

質問項目		回答
この1年間に運動やスポーツを行ったことがあると回答した人の割合		69.3%
1日30分以上の運動・スポーツを週1日以上やっている人の割合		47.4%
(参考) 神奈川県「令和4年度県民の体力・スポーツに関する調査」 令和3年度時点 成人の週1回以上のスポーツ実施率は48.8%		
新型コロナ感染症の影響を受けて運動・スポーツ習慣の変化があった人 ※ このうち59.6%がスポーツをやめたと回答		34.6%
新型コロナ感染症の影響を受けて運動・スポーツ習慣の変化がなかった人		61.6%
運動スポーツを行った理由		
「健康・体力づくり」		69.4%
「楽しみ・気晴らし・気分転換」		60.2%
「運動不足の解消」		60.2%
(参考) 令和5年度 横浜市民スポーツ意識調査 健康・体力の維持・増進 71.6% 気分転換・ストレス解消 40.0% 運動不足を感じるから 35.6%		
運動・スポーツを行った場所		
「野外(山、川、海、街路)」		45.5%
(参考) 令和5年度 横浜市民スポーツ意識調査 道路 44.8% 自宅43.0% 自然14.7%		

質問項目	回答
スポーツボランティア活動をおこなったことがある	11.8%
スポーツボランティア活動をおこなったことがない	83.7%
※ どうすれば参加するか 「好きなスポーツの普及・支援」	27.4%
(参考) 令和5年度 横浜市民スポーツ意識調査 18歳以上の参加率5.6%	
パラスポーツにかかわったことがない	90.4%
(参考) 令和5年度 横浜市民スポーツ意識調査 パラスポーツイベント観戦率 4.8%	
東京2020パラリンピック等をきっかけに、パラスポーツに対する関心が高まった割合	30.8%
東京2020パラリンピック等をきっかけに、パラスポーツに対する関心が変わらない割合	50.9%
パラスポーツの振興をするためには「スポーツ施設のバリアフリー化の推進」が必要	37.9%
子どもの環境に求めること	
「安全に運動・スポーツが行える環境」	70.1%
「子どものやる気や能力を引き出す育成環境」	40.9%
「子どもの社会性・協調性の醸成」	37.2%

質問項目	回答
鎌倉市のスポーツ情報の入手先	
「広報かまくら」	45.6%
「町内会・自治会の回覧や掲示板」	22.5%
「新聞・タウン誌等」	15.5%
※ただし3分の1以上が「入手していない」	
鎌倉市主催のスポーツイベントの参加状況	
「参加したことがある」	18.9%
「参加したことがない」	80.9%
過去にスポーツ利用をしたことがある施設	
「こもれび山崎温水プール」	27.1%
「鎌倉海浜公園水泳プール」	18.3%
「鎌倉体育館」	15.2%

【総評】

- 「スポーツをする」という視点では、「この1年間に運動やスポーツをおこなったことがある」が回答者の約70%の方が行われており、また「1日30分以上の運動・スポーツを週1日以上やっている」という回答者の方が50%弱となっており、神奈川県と同様の調査項目と比較しても差異がありません。スポーツに取り組まれている方の目的は「健康づくり・体力づくり」が最も多く、スポーツ種目としては「ウォーキング・散歩」、「ストレッチ・筋力トレーニング・ヨガなど」の順に取り組まれており、今後取り組みたいスポーツについても同種目が高い回答率となっています。
一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて「運動・スポーツ習慣に変化があった人」が約35%でその半分の方がコロナ前の状況に戻っていないと回答されており、大きな影響があったことがうかがえます。また「鎌倉市主催のスポーツイベントなどへの参加状況」では約80%の方が参加したことがないということで、その点についても課題として挙げられます。
- 「スポーツをみる」という視点では、会場で「ほとんど観戦しない人」が約60%となっており会場でスポーツに親しむ習慣がない方の割合が高いです。また、よく観戦されているスポーツは「野球」、「サッカー」となっています。
- 「スポーツを支える」という視点では、「スポーツボランティア活動を行ったことがある」回答が約12%となっており、「支える」という面では十分ではありません。また「パラスポーツ」への関わりについても約90%の回答者が「かかわったことがない」と回答されている一方で、東京2020パラリンピックをきっかけに「パラスポーツに対する関心の変化」で約30%以上の回答者がパラスポーツに対する理解が深まったと回答しています。
- その他では鎌倉市のスポーツの情報の入手先については回答者の3分の1が「入手していない」となっています。
- 鎌倉市のスポーツの推進のために市が力を入れるべき取組として高い回答率となっているのが、「スポーツ施設・設備の充実」、「スポーツ教室・イベント開催」が挙げられています。
- スポーツ振興に期待する効果については、「地域コミュニティの醸成・活性化」が最も回答率が高く、次に「高齢者の生きがいつくり」が挙げられています。

4 本計画におけるスポーツの捉え方と新たな視点

(1) 本計画におけるスポーツの捉え方

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化」と記されており、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられています。

本計画でも、「スポーツ」の範囲を広く捉え、勝敗や記録を競い合い自らの限界に挑戦する運動競技だけでなく、健康維持や仲間との交流、レクリエーションなど多様な目的で行う身体活動も含むこととします。

また、これまでスポーツを実際に「する」スポーツだけではなく、競技の観戦等を通じた「みる」形での参画、指導者やスポーツボランティアなどスポーツを「ささえる」形での参画に加え、令和7年(2025年)に改正されたスポーツ基本法の中で新たな価値として定義された点である「つながる」、「集まる」という部分についても全てスポーツ活動として捉えます。

このように、スポーツが持つ多面的な価値を活かして、スポーツ施策を推進していきます。

(2) 本市が取り入れる新たな視点

スポーツを通じた共生社会の実現

本市は、「つながる鎌倉条例」、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが自分らしく、安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目指しています。

令和8年(2026年)を初年度とする新たな総合計画基本構想である「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画である「鎌倉ミライ共創プラン2030」においても、「生涯にわたって、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会」を軸に据えながら、将来目標を掲げています。

今後のスポーツ施策においても、この視点に配慮し、年齢や性別、障害の有無、国籍などに関わらず、誰もがスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツ活動を通じた共生社会の実現を図っていく必要があります。

【第2章 基本理念と基本方針】

1 基本理念

前期計画を引継ぎつつ、これまでの内容を踏まえ本計画の基本理念を次のとおりとします。

Enjoy " 鎌倉 " スポーツライフ

～スポーツに触れ、スポーツでつながり、スポーツで育つまち～

2 基本方針

本計画の基本理念である「Enjoy " 鎌倉 " スポーツライフ ～スポーツに触れ、スポーツでつながり、スポーツで育つまち～」の実現に向けて、スポーツを「する、みる、支える」を主な柱に、基本理念にある「スポーツに触れる」、「スポーツでつながる」、「スポーツで育つ」を基本方針として、これらの基本方針を緊密に連携させ、循環しながらスポーツ施策を推進することにより、地域の活力を育み、コミュニティの醸成を促し、地域活性化を進めていきます。

【基本方針1】 スポーツに触れる

性別、年齢、障害及び経済・地域事情等でスポーツに触れる機会に大きな隔たりが発生しないまちの実現を目指し、多様な人々がスポーツに参加し、触れる機会を創出し、コミュニティの一体感を育みます。

【基本方針2】 スポーツでつながる

立場・背景・特性の異なる市民、団体がスポーツを通じて、人と人の触れ合いや感動を分かちあい、人がつながり、支えあうまちの実現を目指します。

【基本方針3】 スポーツで育つ

あらゆる場面でスポーツに触れ、スポーツで多くの人々とつながることで人を育てるまちを目指し、個人の成長をサポートし、地域全体の活力を引き出す原動力とします。

3 達成するための指標

本市のスポーツ推進の効果や進捗状況を客観的に把握することができるよう、次のとおり指標と目標値を設定します。なお、本計画期間は令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間となることから、本計画期間中に社会動向の変化や審議会による意見等により、必要に応じて指標及び目標値の変更を行います。

(1) 「【基本方針1】 スポーツに触れる」の指標

- ア 週1回以上、運動をしている割合
- イ スポーツ観戦の割合
- ウ 鎌倉市(鎌倉市スポーツ協会なども含む。)主催のスポーツ競技会、スポーツ教室などのスポーツイベントへの参加の割合

(2) 「【基本方針2】 スポーツにつながる」の指標

- ア 「運動やスポーツにだれもが親しめる機会や場が身近に整っていること」の満足度
- イ パラスポーツの認知度

ウ スポーツによる地域コミュニティの醸成・活性化が進んでいると感じている割合

(3) 「【基本方針3】 スポーツで育つ」の指標

ア 鎌倉市出身の国際大会、全国大会など出場者数

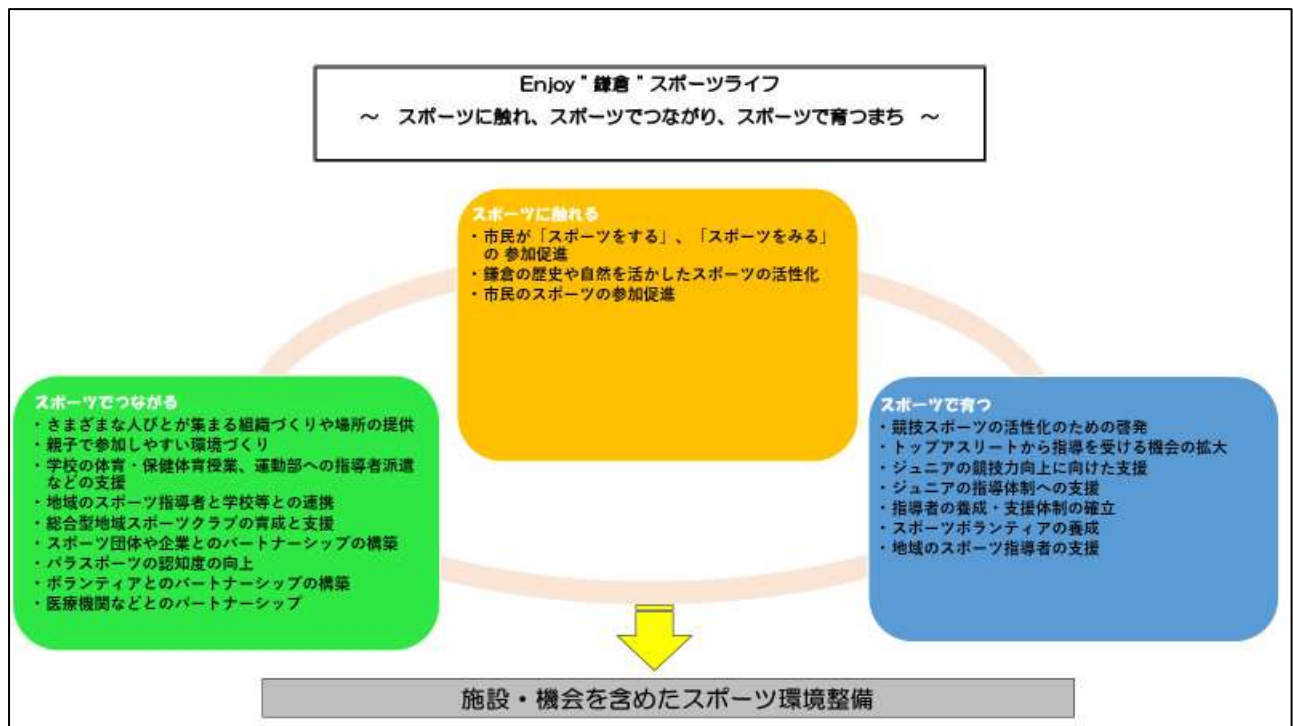
イ スポーツに関する指導や協力、大会運営などスポーツボランティア活動への参加の割合

ウ スポーツに関する指導や協力、大会運営などスポーツボランティア活動にこれから参加したいと思う割合

エ スポーツを行うことで自分の肉体的な自己成長、精神的成長、自分の尊厳を感じられた割合

4 基本理念及び基本方針を達成するための主な取組

基本理念及び基本方針を達成するための主な取組は次のとおりです。なお、指標及び目標値と同様、本計画期間は令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間となることから、本計画期間中に社会動向の変化や審議会による意見等により、必要に応じて取組の変更を行います。



(1) 「スポーツに触れる」に対する取組

- ア 市民が「スポーツをする」、「スポーツをみる」の 参加促進
- イ 鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化
- ウ 市民のスポーツの参加促進

(2) 「スポーツでつながる」に対する取組

- ア さまざまな人びとが集まる組織づくりや場所の提供
- イ 親子で参加しやすい環境づくり
- ウ 学校の体育・保健体育授業、運動部への指導者派遣などの支援
- エ 地域のスポーツ指導者と学校等との連携
- オ 総合型地域スポーツクラブの育成と支援
- カ スポーツ団体や企業とのパートナーシップの構築

- キ パラスポーツの認知度の向上
- ク ボランティアとのパートナーシップの構築
- ケ 医療機関などとのパートナーシップ

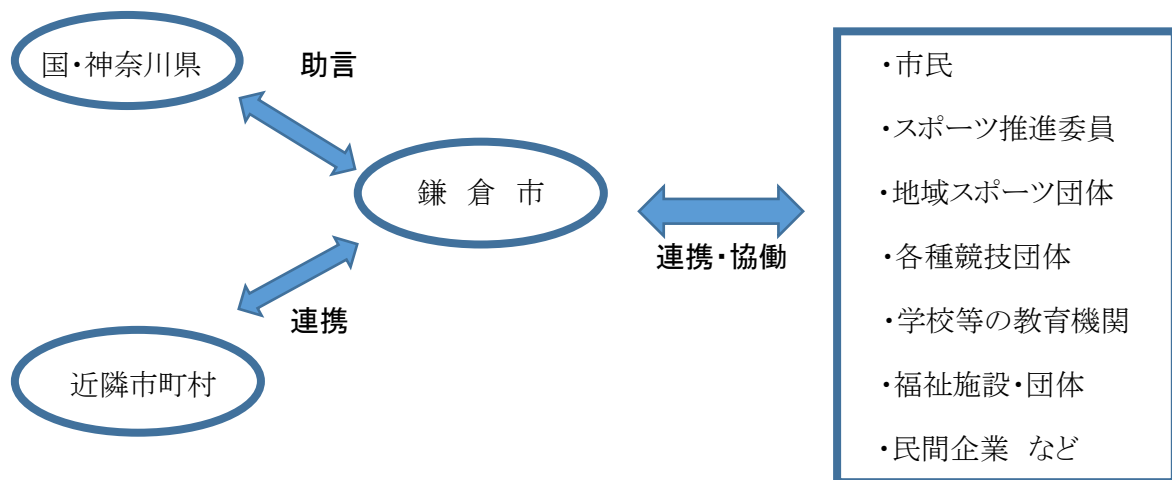
(3) 「スポーツで育つ」に対する取組

- ア 競技スポーツの活性化のための啓発
- イ トップアスリートから指導を受ける機会の拡大
- ウ ジュニアの競技力向上に向けた支援
- エ ジュニアの指導体制への支援
- オ 指導者の養成・支援体制の確立
- カ スポーツボランティアの養成
- キ 地域のスポーツ指導者の支援

【第3章 本計画の実現に向けて】

1 本計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、スポーツ推進委員、地域スポーツ団体、各種競技団体、学校等の教育機関、福祉施設・団体、民間企業などと連携・協働して本計画の実現を目指します。



2 本計画の評価と進捗管理

各施策の進捗状況については、計画(Plan)、実行(Do)、その効果・成果の評価(Check)、見直し・改善(Action)のサイクルによる進行管理を行い、着実に推進します。

効果・成果については、毎年度「鎌倉市スポーツ推進審議会」において、点検・評価を行い、必要に応じて取組の見直し、改善を図ってまいります。

また、本市の運動・スポーツを取り巻く社会情勢に大きな変化などがあった場合は、柔軟に計画を見直していくこととします。